

介護サービス事業所運営指導結果について

通所系サービス

通所系サービス

通所介護系	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護
通リハ	通所リハビリテーション
多機能系	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護

共通

※多機能系は昨年度指導実績なし

【従業員の数】 通所介護系

機能訓練指導員が配置されていない。

機能訓練指導員を1以上配置してください。

【従業員の数（介護従事者）】 （共用型）認知症対応型通所介護

夜間及び深夜の時間帯以外に、常勤換算方法で、認知症対応型共同生活介護の利用者の数と認知症対応型通所介護の利用者を合計した数が、3又はその端数を増すごとに1以上配置していない。

グループホームの利用者の数と共用型認知デイの利用者の数を合計した数について、グループホームの人員基準により従業者の員数を満たす必要があります。

【運営規程】

共通

運営規程に定めなければならない規程が定められていない。

運営規程には次に掲げる事項を内容とする規程を定めてください。

参 考

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 利用定員
- ・ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ サービス利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法 ←「通り八」除く
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

【勤務体制の確保等】 共通

雇用契約書や辞令等により従業者の職務が明確になっていない。

同一従業者について、複数の事業所または職務に従事させる場合は、辞令等により従業者の所属及び職務を明確にしてください。

また、勤務表から職務ごとの勤務時間を確認できるようにしてください。

氏名	職務	勤務形態	3/1 (水)	3/2 (木)	3/3 (金)
八戸 太郎	管理者	B	1 h	1 h	1 h
八戸 太郎	生活相談員	B	7 h	7 h	7 h
内丸 花子	看護職員	C	4 h	2 h	6 h
内丸 花子	機能訓練指導員	C	4 h	6 h	2 h

例...

※勤務状況が不明な場合、加算算定の要件を満たさないこともあります。

【勤務体制の確保等】

共通

全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていない。

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講する必要があります。

<対象外>

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

【参考】青森県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/nintisyoukaiqokisokensyuu.html>）
「認知症介護基礎研修の実施について」

【勤務体制の確保等】

共通

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

以下に留意して必要な措置を講じてください。

《事業主が講ずべき措置の具体的内容》

- ・ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

《事業主が講じることが望ましい取組の例》

- ・ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

【業務継続計画の策定等】 共通

感染症に係る業務継続計画がコロナウイルス感染症に限定した
ものとなっている。

様々な感染症を想定し、業務継続計画を策定してください。

【業務継続計画の策定等】 共通

災害に係る業務継続計画に「他施設及び地域との連携」が記載
されていない。

<災害に係る業務継続計画に盛り込む項目>

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

【非常災害対策】

共通

定期的に訓練を行っていない。

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

- 【関連】
- ・「八戸市地域防災計画（資料編3-25__要配慮者利用施設一覧）」
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kikikanrika/keikaku_plan/2160.html
 - ・「水防法等に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kowankasenka/kurashinoanzen_anshin/1/suibouhou/3803.html

【衛生管理等】

共通

感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていない。

<主な指摘事項>

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者へ対する周知徹底が図られていない。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回）に実施されていない。

【衛生管理等】

共通

レジオネラ属菌の水質検査を行っていない。

根拠：青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※以下いずれかの場合は、本条例の対象となりません。

- ①家庭用と同程度の規模で、利用の都度、換水・清掃・消毒する場合
- ②水道水等飲用に適した水のみを使用し、浴槽に循環のための配管等が接続されておらず、浴槽の使用時間が概ね3時間未満で、使用后、換水・清掃・消毒する場合

水質検査の実施

浴槽水等は、レジオネラ属菌の水質検査を行う必要があります。

※入浴施設の区分により検査頻度が異なります。

菌検出の報告

水質検査で基準以上のレジオネラ属菌が検出された場合は、市に報告する必要があります。

記録及び保管

県条例に基づき実施した清掃、消毒の記録、水質検査の結果などについて、3年以上保管する必要があります。

【参考】 「社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策の手引き」 参照

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/2/3365.html>

【秘密保持等】

共通

個人情報を用いる場合の同意を確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。

【虐待の防止】

共通

虐待防止検討委員会で検討した事項について、従業員に周知していない。

虐待防止検討委員会で検討した事項について、従業員に周知徹底を図ってください。

【虐待の防止】 共通

虐待の防止のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【所定単位数】

通所介護系

通り八

当日の利用者の心身の状況から、短縮した所要時間に応じた所定単位数を算定する場合に、通所サービス計画が再作成されていない。

当日の利用者の心身の状況から、短縮した所要時間に応じた所定単位数を算定する場合は、通所サービス計画を再作成してください。

【通則（抜粋）】

⇒「所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うための標準的な時間による」

⇒「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。」

[老企第36号] 第2の7(1)

[老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号] 第2の3の2(1)、第2の4(1)

<サービス提供時間を短縮した場合の所要時間区分の考え方>

「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所サービス計画上の単位数を算定して差し支えない。」とされているが、具体的にどのような内容なのか。

- ・通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを行うための標準的な時間によることとされている。
- ・こうした趣旨を踏まえ、例えば8時間以上9時間未満のサービスの通所介護計画を作成していた場合において、当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず7時間30分でサービス提供を中止した場合に当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。（ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で7時間以上8時間未満の所定単位数を算定してもよい。）
- ・こうした取扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている事業所において行われることを想定しており、限定的に適用されるものである。当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

(次項へ)

(例) 通所介護計画上7時間以上8時間未満の通所介護を行う予定であった利用者について

- ① 利用者が定期検診などのために当日に併設保険医療機関の受診を希望することにより6時間程度のサービスを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、6時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- ② 利用者の当日の希望により3時間程度の入浴のみのサービスを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、3時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- ③ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず2時間程度でサービス提供を中止した場合、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、2時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。(※所要時間2時間以上3時間未満の区分は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して算定するものであるが、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えない。)
- ④ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず1時間程度でサービス提供を中止した場合、これに対応する所要時間区分がないため、通所介護費を算定できない。

【補足】 R6.1.12事務連絡「通所介護費における所要時間の取扱いについて」(抜粋)

- ・降雪等の急な気象状況の悪化等により、やむを得ず、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要し、サービス提供時間内に影響が生じた場合においても、計画上の単位数を算定して差し支えありません。
- ・なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定することとされていることは従前のとおりです。

【個別機能訓練加算】 通所介護系

個別機能訓練の目標の設定にあたり、利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割の把握が行われていない。

個別機能訓練計画の目標を設定するにあたり、利用者の日常生活や社会生活等について、現在行っていることや今後行いたいこと（ニーズ・日常生活や社会生活等における役割）を把握するため、別紙様式 3 - 1 の興味・関心チェックシートを活用してください。

【参考】 R6.3.15 老高発0315第2号 老認発0315第2号 老老発0315第2号

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

第二章第2のIの1(1)

【個別機能訓練加算】 通所介護系

個別機能訓練計画の内容と個別機能訓練加算に関する記録との不整合が散見される。

個別機能訓練計画に基づく内容の機能訓練を実施し、適切な記録を作成してください。

【口腔機能向上加算】 共通

※小規模多機能型居宅介護除く

ケアマネジメントの一環として行われていない。

利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

【関連】市ホームページ「人員・設備・運営基準等自己点検シート」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/4912.html>